

意を要するものとす

第十條 委員會の総務は組合の半額の出資で、出資額の繊半額の開
立を請求す。

第十一條 総務會は組合の半額の出資で、出資額の繊半額の開
立を請求す。

第八條 委員會は組合の半額の出資で、出資額の繊半額の開
立を請求す。

第七條 委員會は組合の半額の出資で、出資額の繊半額の開
立を請求す。

第六條 委員會は組合の半額の出資で、出資額の繊半額の開
立を請求す。

第五條 委員會は組合の半額の出資で、出資額の繊半額の開
立を請求す。

第四條 委員會は組合の半額の出資で、出資額の繊半額の開
立を請求す。

法人協調會福岡出張所

第十一條 委員は總會に於て選舉又は推薦に依り選定し其任期を
二ヶ年とす。補欠に依る委員の任期は其殘任期間とす。

第十二條 本組合の經費は組合員の貢擔及寄附金を以て充當し其
貢擔額は委員會の議決に因るものとす。

第十三條 小作協調停に關する細則は別に之れを定む。

第十四條 組合員にして秩序を紊乱し規約を遵守せざるものには委
員會の決議に依り除名す。

而して委員會の決定事項に服從せず異議を稱ふる者には一反に
付金拾圓宛罰金を徵收す、徵收したる罰金は組合の基金として
積立て經常費に充當す。

第十五條 本規約の改廢は組合員三分の一以上の同意を得て過半
數を以て決す。

第十六條 本組合加入者は規約遵守することを誓約す。